

第一章 遭難船舶

第一条 遭難船舶救護ノ事務ハ最初ニ事件ヲ認知シタル市町村長之ヲ行フ

第二条 遭難船舶アルコトヲ発見シタル者ハ遲滞ナク最近地ノ市町村長又ハ警察官吏ニ報告スヘシ

警察官吏ニ於テ報告ニ接シタルトキハ市町村長ニ通知スヘシ

第三条 遭難船舶アルコトヲ認知シタルトキハ市町村長ハ直ニ現場ニ臨ミ救護ニ必要ナル処分ヲ為スヘシ

警察官吏ハ救護ノ事務ニ關シ市町村長ヲ助ケ市町村長現場ニ在ラサルトキハ之ニ代リ其ノ職務ヲ執行スヘシ

第五条 救護ハ船長ノ意ニ反シテ之ヲ為スコトヲ得ス

前項ノ規定ハ市町村長ニ於テ船長ノ人命ヲ保護スル手段ヲ不充分ナリト認メ又ハ船長ニ惡意アリト認メタル場合ニハ之ヲ適用セス

第六条 市町村長ハ救護ノ為人ヲ招集シ船舶車馬其ノ他ノ物件ヲ徵用シ又ハ他人ノ所有地ヲ使用スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ招集セラレタル者ハ市町村長ノ指揮ニ從ヒ救護ニ從事スヘシ

第七条 市町村長ハ救護ニ際シ必要ナラスト認ムル者、妨害ヲ為シタル者又ハ不正ノ行為ヲ為シタル者ヲ退去セシムルコトヲ得

市町村長前項ノ處分ヲ為スニ當リ助力ヲ命セラレタル者ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第八条 市町村長ハ救護ニ際シ遭難物件ヲ隠匿シタル者アリト認ムルトキハ其ノ物件ヲ捜索シ又ハ之ヲ差押フルコトヲ得

前項ノ物件中ニ郵便物又ハ民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第三項ニ規定スル信書使物アルトキハ市町村長ハ遲滞ナク最寄ノ日本郵便株式会社ノ事業所(郵便ノ業務ヲ行フモノニ限ル)又ハ同条第六項ニ規定スル一般信書使事業者若ハ同条第九項ニ規定スル特定信書使事業者ノ事業所ニ引渡スヘシ

第十一条 船長ハ遭難後遲滞ナク船難報告書ヲ作り市町村長ニ差出スヘシ但シ船舶国籍証書ノ交付ヲ申請スルコトヲ要セサル船舶又ハ湖川港湾ノリヲ限り航行スル船舶ノ遭難ニ付テハ此ノ限ニ

アラス市町村長ハ報告書ノ事実ヲ審査シ相當ト認ムルトキハ船長ノ請求ニ依リ認証ヲ与フヘシ

市町村長ハ報告書ノ事実ヲ審査スル為船内書類ノ提出ヲ命シ又ハ船員、旅客其ノ他船中ニ在リタル者ヲ呼出しシ訊問ヲ為スコトヲ得

市町村長ハ報告費用ノ金額ヲ船長ニ在内事項ノ一二該当スト認メタルトキハ之ヲ公壳シ

其ノ代金ヲ保管スヘシ

一 物件久ニ耐ヘ難キコト又ハ著シク其ノ価格ヲ減スル虞アルコト

二 爆発物、容易ニ燃焼スヘキ物又ハ其ノ他ノ物件ニシテ保管上危険ノ虞アルコト

三 保管ノ費用其ノ物件ノ価格ニ超過シ又ハ其ノ価格ニ比シ不相当ナルコト

四 前項ノ規定ニ依リ公壳ヲ為サントスル場合ニ於テ船長其ノ地ニ在ルトキハ市町村長ハ期間ヲ定メ其ノ期間内ニ市町村長ノ相当ト認ムル担保ヲ供シテ物件ノ引渡ヲ請求セサルトキハ公壳ニ付スヘキ旨公壳ニ告知スヘシ

遭難船舶ノ所在地船籍港ナルトキハ前項ノ告

知ハ船舶所有者ニ之ヲ為スヘシ

船長又ハ船舶所有者ニ於テ第二項ノ規定ニ依リ物件ノ引渡ヲ請求シタルトキハ公壳ヲ為スコトヲ得ス

前項ノ規定ハ左ニ掲クル者ニハ之ヲ適用セス

一 救護セラレタル船舶ノ所有者又ハ其ノ船舶ノ船員

二 故意、懈怠又ハ過失ニ因リ遭難ヲ惹起シタル者

シタル者

三 第五条ノ規定ニ違反シテ救護シタル者

四 救護ニ際シ妨害ヲ為シ又ハ不正ノ行為ヲ為

シタル者

五 遭難物件ヲ持去リ又ハ其ノ引渡ヲ拒ミタル者

六 徵用ニ對スル補償

七 救上ケタル物件ノ運搬、保管又ハ公壳ニ要シタル費用

第十四条 救護費用ノ支給ヲ受ケントスル者ハ市町村長ノ指定スル期間内ニ其ノ金額ヲ申立ツヘシ

前項ノ手続ヲ為サル者ハ救護費用ノ支給ヲ受クルコトヲ得ス

第十五条 救護費用ノ金額ハ命令ノ規定ニ依リ市町村長ハ救護費用ノ金額ヲ船長ニ告知シ期間ヲ定メテ之ヲ納付セシムヘシ

遭難船舶ノ所在地船籍港ナルトキ又ハ船長在リタル者ヲ呼出しシ訊問ヲ為スコトヲ得

市町村長ハ救護費用ノ金額ヲ船長ニ告知シ期間ヲ定メテ之ヲ納付セシムヘシ

受クルコトヲ得ス

前項ノ手續ヲ為サル者ハ救護費用ノ支給ヲ受クルコトヲ得ス

市町村長ハ救護費用ノ金額ヲ船長ニ告知シ期間ヲ定メテ之ヲ納付セシムヘシ

受クルコトヲ得ス

第二十二条 本章ノ規定ハ市町村長ノ招集ヲ待タスシテ救護ニ從事シタル者ニ亦之ヲ適用ス

町村長ニ於テ救護ニ從事シタル者ニ亦之ヲ適用ス

アラスシテ救護ニ從事シタル者ニ亦之ヲ適用ス

町村長ニ於テ救護ニ從事シタル者ニ亦之ヲ適用ス

アラスシテ救護ニ從事シタル者ニ亦之ヲ適用ス

一、其ノ他ノ漂流物ニ在リテハ其ノ物件ノ価格ノ十分ノ一、沈没品ニ在リテハ其ノ物件ノ価格ノ三分ノ一二相当スル金額ヲ支給ス
物件ノ価格ハ市町村長之ヲ定ム但シ鑑定人ヲシテ之ヲ評価セシムルコトヲ得
第二十八条 前条ノ期間内ニ所有者物件ノ引渡ヲ請求セサルトキ又ハ物件ノ引渡ヲ請求セサル意思ヲ表示シタルトキハ市町村長ハ期間ヲ定メ其ノ期間内ニ物件ノ引渡ヲ受クヘキコトヲ拾得者ニ告知スヘシ
拾得者ハ前項ノ期間内ニ公告、保管、公売又ハ評価ニ要シタル費用ヲ市町村長ニ納付シ物件ノ引渡ヲ受クルニ因リテ其ノ所有權ヲ取得ス
ケサルトキハ市町村長ハ其ノ物件ヲ公売シ其ノ代金ヨリ前項ノ費用ヲ控除スヘシ此ノ場合ニ於テ残余アルトキハ市町村ノ取得トス
第二十九条 警察官吏ニ於テ航路、錨地又ハ建造物ニ障害ヲ為スト認メタル漂流物又ハ沈没品ヲ件ニ付テハ第十一條第一項及第二十五条第二項取除キタル場合ニ於テハ警察官吏ハ其ノ物件ヲ規定ヲ適用ス

第三十条 前条ニ依リ公告若ハ告知ヲ以シタル日ヨリ六箇月以内ニ所有者物件ノ引渡ヲ請求シタルトキハ市町村長ハ所有者ヲシテ取除、保管及公告ニ要シタル費用ヲ納付セシメ之ニ其ノ物件ヲ引渡スヘシ
前項ノ期間内ニ物件ノ引渡ヲ請求スル者ナキトキハ市町村長ハ其ノ物件ヲ公売シ其ノ代金ヲ以テ取除、保管、公告及公売ニ要シタル費用ヲ

第三章 雜則

第三十一条 行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章ノ規定ハ第六条又ハ第七条第三項ノ处分ニハ之ヲ適用セズ
第三十二条 本法ニ定ムモノノ外本法施行ニ関シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第四章 罰則

第三十三条 遭難船舶救護ノ場合ニ於テ妨害ヲ為シタル者ハ六月以下ノ拘禁刑ニ処ス
第三十四条 詐偽ノ所為ヲ以テ船難報告書ニ認証ヲ受ケタル者ハ十一日以上六月以下ノ拘禁刑ニ処シ又ハ二万円以下ノ罰金ニ処ス
第三十五条 刑法第三百八十五条规定及第三百八十七条ノ規定ハ沈没品ニ亦之ヲ適用ス
第三十六条 沈没品ニ對シ現存スル記号ヲ塗抹毀損シ若ハ新ニ付記押捺シタル者ハ二万円以下ノ罰金ニ処ス

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八号)
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
第一項 地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分に係る部分に限る)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く)、並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く)並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二十二条の規定 公布の日
附 則 (昭和二八年八月一五日法律第二百三十九条)
第一条 この法律は、昭和二十八年九月一日から施行する。
第二項 この法律は、昭和二十八年九月一日から施行する。
第三項 この法律は、昭和二十八年九月一日から施行する。

附 則 (昭和三三年三月一〇日法律第五百三十九条)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過規定する。この法律による改正後の一月以内の範囲内において政令で定める日から施行する。
第二項 この法律による改正後の遺失物法、水難救助法及び民法の規定は、この法律の施行の日前において拾得された遺失物及び漂流物又は沈没品において拾得された遺失物及び漂流物又は沈没品でそれぞれまだ警察署長に差し出されておらず、又は市町村長に引き渡されていないものについて適用し、この法律の施行の際現に警察署長に差し出されている遺失物及び市町村長に引き渡されている漂流物又は沈没品については、なお從前の例による。

第三項 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前ににおいて、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他の公共団体の事務(附則百六十一条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律の事務として処理するものとする。

第四項 (不服申立てに関する経過措置)

第五項 施行日前にされたた國等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以

附 則 (平成五年一月一二日法律第八号)
第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。
第二項 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

第三項 第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

第四項 (施行期日)
第一条 この法律は、民間事業者による信書の送達に關する法律(平成十四年法律第九十九号)の施行の日から施行する。

第二項 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合に處分は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三条 前条に定めるものほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一七年一〇月二一日法律第一〇二号) 抄

(施行期日) この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。(罰則に関する経過措置)

第二百七十七条 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九条第一項の規定により、この法律の施行後附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第三十八条の人(第二号及び第三号に係る部分に限る)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十条(第二号及び第三号に係る部分に限る)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第八条(第二号に係る部分に限る)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十条(第二号に係る部分に限る)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十条(第二号に係る部分に限る)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十二条(第二号に係る部分に限る)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十二条(第二号に係る部分に限る)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十四条(第二号に係る部分に限る)の規定の失効前にした行為及び附則第二条第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第四百四条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成二四年五月八日法律第三〇号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条の規定(郵政民営化法目次中「／第六章 郵便事業株式会社／第一節 設立等(第七十条—第七十二条)／第二節 設立に関する郵便事業株式会社法等の特例(第七十三条—第七十四条)／第三節 移行期間中の業務に関する特例等(第七十五条)」

第七十八条)／第七章 郵便局株式会社／」を

「／第六章 削除／第七章 日本郵便株式会社／」に改める改正規定、同法第十九条第一項第一号及び第二号、第二十六条、第六十一条第一項第一号並びに第六章の改正規定、同法中「第七章 郵便局株式会社」を「第七章 日本郵便株式会社」に改める改正規定、同法第七十九条第三項第二号及び第八十三条第一項の改正規定、同法第九十条から第九十三条までの改正規定、同法

第一百五条第一項、同項第二号及び第一百十条第一項第二号の改正規定、同法第一百十条の次に一条を加える改正規定、同法第一百三十五条第一項、同項第二号及び第一百三十八条第二項第四号の改正規定、同法第一百三十八条の次に一条を加える改正規定、同法第十一章に一節を加える改正規定(第百七十六条の五に係る部分に限る)、同法第一百八十条第一項第一号及び第二号並びに第一百九十六条の改正規定(第十二号を削る部分を除く)並びに同法附則第二条第二号の改正規定を除く)、第二条のうち日本郵政株式会社附則第二条及び第三条の改正規定、第五条(第二号に係る部分に限る)の規定、次条の規定、附則第四条、第六条、第十条、第十四条及び第十八条の改正規定、附則第三十八条の規定(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)(平成十七年法律第二百二号)附則第二条第一項、第四十九条、第五十五条及び第七十九条第二項の改正規定、附則第九十条の前見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定並びに附則第九十一条及び第九十五条の改正規定を除く)、附則第四十条から第四十四条までの規定、附則第四十五条中総務省設置法(平成十九年法律第九十一号)第三条及び第四条第七十一条の改正規定並びに附則第四十六条及び第十九号の改正規定は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第四十六条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第四十七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

1 (施行期日) この法律は、刑法等二部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日